

和光市こども計画

概要版

2025-2029





計画策定の目的

市では、令和2年3月に「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念として、子ども・子育て支援に関する各種事業に取り組んできました。

令和6年度をもって、「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了したことを受け、計画に基づくこれまでの市の取組を評価・検証するとともに、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図り、全てのこども・若者、子育て当事者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活を送ることができる環境を創出するため、「和光市こども計画」を策定しました。

計画の位置づけ

「和光市こども計画」は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。さらに、下記の法令等に基づく各種計画は、本計画に包含するものとします。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に定める「こどもの貧困解消対策計画」は和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画に包含しているため当該計画との整合性を図って推進していきます。また、少子化社会対策基本法に定める少子化対策の推進については、和光市総合振興計画や男女共同参画こうプラン等との連携を図り、総合的に推進することとします。

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条） 包含
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条） 包含
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項） 包含
- 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条） 包含
- 母子保健計画（厚生労働省通知 母子保健計画策定指針） 包含
- こどもの貧困解消対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項） 整合・連携

計画の対象

本計画は、法令や様々なこどもに係る計画を包含・連携することも踏まえ、支援の必要な人において、一定の年齢で支援が途切れることなく切れ目ない支援をしていく考えのもと、全てのこどもと妊娠期からの子育て家庭を対象とします。

こども基本法第2条において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、こども大綱の注釈において、概ね30歳未満とされています。「若者」については、こども大綱では、思春期・青年期を対象としています。

そのため、本計画におけるこどもの範囲も0歳から概ね30歳未満とします。また、思春期、青年期の全体を明確にしたい場合には、「若者」を用います。



計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、本計画の内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

こどもの意見聴取・反映

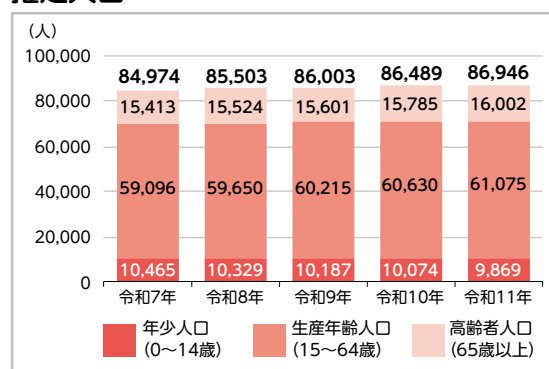
こども計画を策定するため、小学生、中学生、18歳から20歳までの若者を対象にしたアンケート調査を行いました。また、こどもワークショップやこども意見交換会等を行い、本計画に反映しました。

今後もこども・若者の意見を聴取し、施策に生かしていきます。



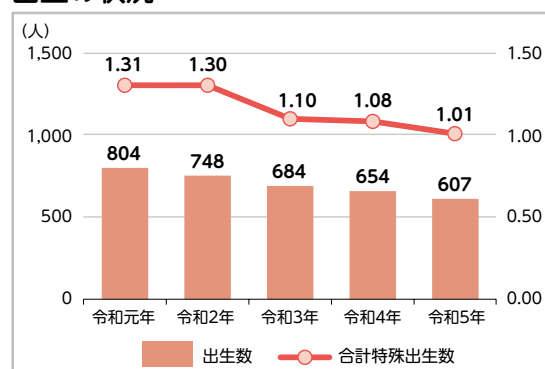
市の現況

推定人口



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

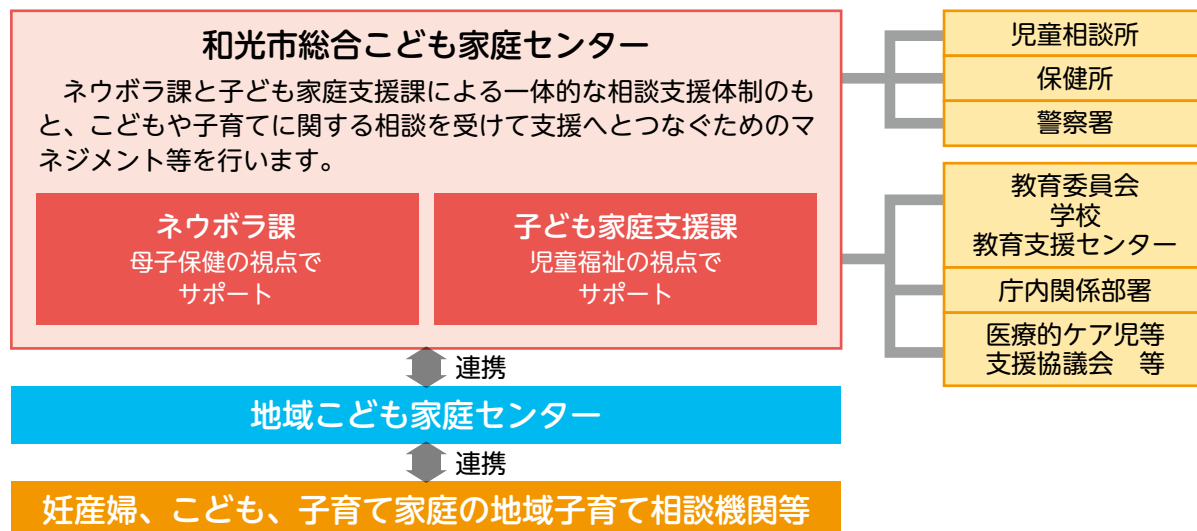
出生の状況



資料：埼玉県「人口動態概況」

和光市総合こども家庭センターによる一体的な運営と関係機関との連携

市では、従来のわこう版ネウボラを基盤に、現在のネウボラ課と子ども家庭支援課に「総合こども家庭センター」を設置します。各課の役割をしっかりと担うとともに、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て家庭、そしてこどもに対し、切れ目なく、漏れなく支援をしていきます。





基本理念

こどもが幸せを感じ 地域みんなで幸せを実感できる 「こどもまんなか」和光

こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光。それは、「こどもが常に今幸せであること」、「こども一人一人が尊重され、大切にされながら、ありのままの自分を受け入れることができること」、「こどもが生まれ育った環境に左右されずにひとしく成長できること」、「こどもが安心できる居場所があること」、また「子育て家庭にとっても安心して楽しく子育てができること」、そして「地域社会がこどもや子育て家庭の支えになり、こどもや子育て家庭がいることによって活気がわき、喜びを感じられること」、そのような社会です。

市では、こどものあるべき姿を象徴した『こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんなか」和光』を基本理念とし、全てのこども・若者、子育て家庭を支えていきます。

基本的な視点

こども・若者を権利の主体として認識すること、その多様な人格・個性を尊重すること、権利を保障すること、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが重要です。

そのためには、こどもの権利条約の示す「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」の4つの原則が社会に広がり、守られることが大切です。

市は、この4つの原則を基本的な視点とし、全ての施策を展開していきます。また、こどもの権利を念頭においた（仮称）和光市こどもの権利条例の制定を目指します。

■こどもの権利4原則■

差別の禁止

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

生命、生存及び発達に対する権利

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。

基本目標

こどもにとって、「今」が大切であり、こどもは「今」を生きています。こどもにとっての数年後はまた別のステージへと変わっています。こどもの「今」をウェルビーイングなものとし、こども・若者、子育て家庭、地域にとって、「今」のウェルビーイングの積み重ねが目指すべき姿となるよう、和光市は以下の4つを基本目標とします。

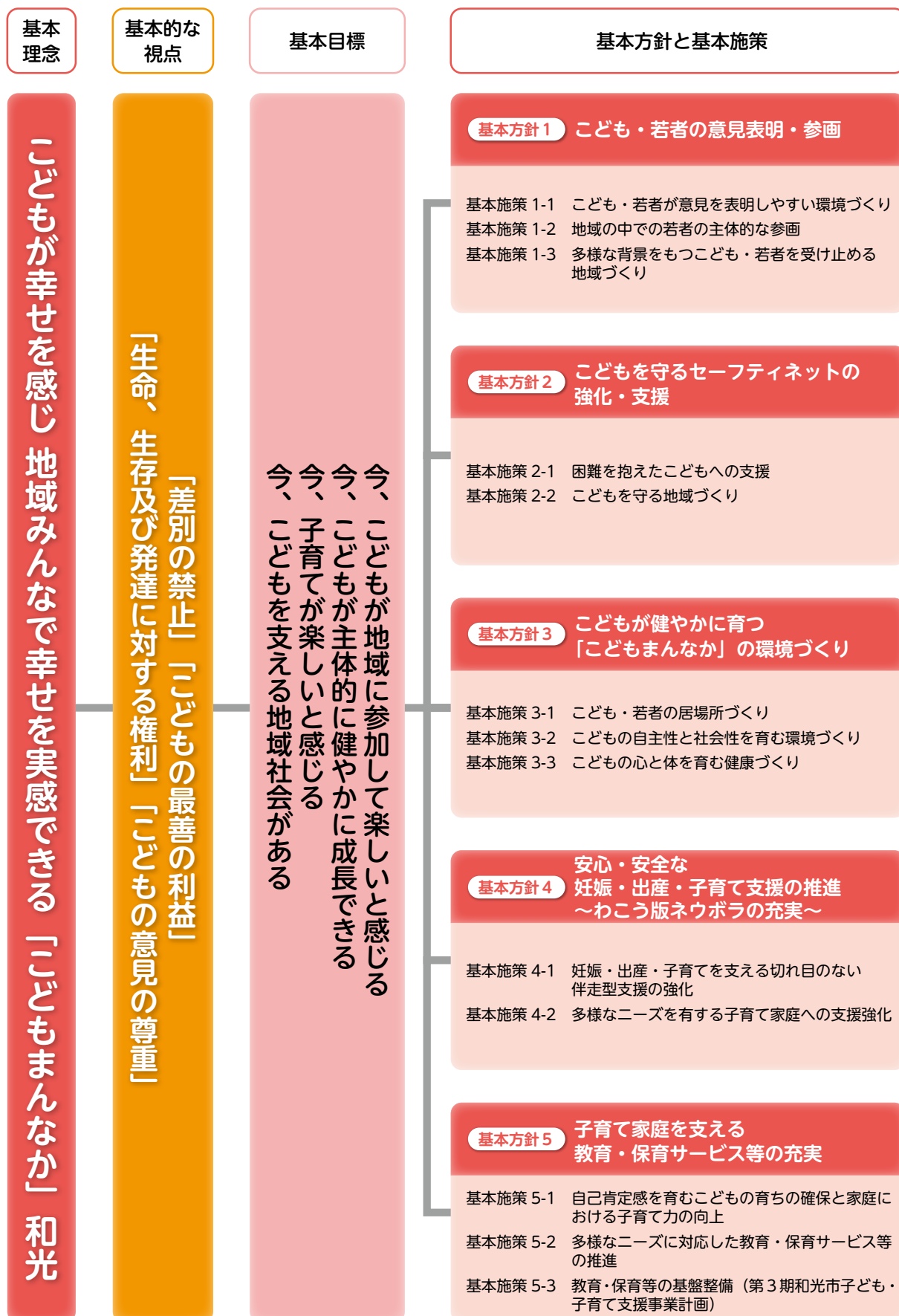
今、こどもが
地域に参加して
楽しいと感じる

今、こどもが
主体的に健やかに
成長できる

今、子育てが
楽しいと感じる

今、こどもを
支える地域社会が
ある

計画の体系





計画の主な成果指標

基本方針	成果指標	現状値	目標値 (R11)
基本方針 1 こども・若者の 意見表明・参画	市がこども・若者の意見を聴いて実施した事業数	中間見直しで設定	中間見直しで設定
	まわりの人から認められていると回答する小中学生の割合	小学4年生 79.7% 中学1年生 78.1%	小学4年生 85.0% 中学1年生 85.0%
	和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	中間見直しで設定	中間見直しで設定
	将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合	小学4年生 89.5% 中学1年生 79.0%	小学4年生 90.0% 中学1年生 85.0%
	自分にはよいところがあると回答する小中学生の割合	小学4年生 82.1% 中学1年生 77.9%	小学4年生 85.0% 中学1年生 80.0%
基本方針 2 こどもを守る セーフティネットの 強化・支援	和光市は暮らしやすいと回答する小中学生の割合	小学4年生 94.9% 中学1年生 95.5%	小学4年生 98.0% 中学1年生 98.0%
	悩みを相談できる人がいないと回答する小中学生の割合	小学4年生 13.0% 中学1年生 19.2%	小学4年生 10.0% 中学1年生 16.0%
	悩みを相談できる人がいないと回答する若者の割合	8.3%	5.0%
	学校等とのヤングケアラーについて情報共有会議を開催した回数	0回	12回
基本方針 3 こどもが 健やかに育つ 「こどもまんなか」 の環境づくり	居心地がいい、安心できる、ここに居たいという場所があると回答する小中学生の割合	小学4年生 98.2% 中学1年生 96.9%	小学4年生 100.0% 中学1年生 100.0%
	自宅以外で、居心地がいい場所があると回答する若者の割合	85.6%	90.0%
	今の生活が楽しいと回答する小中学生の割合	小学4年生 90.6% 中学1年生 91.8%	小学4年生 95.0% 中学1年生 95.0%
	今の生活が楽しいと回答する若者の割合	96.1%	100.0%
	児童センター・児童館を利用する中高生の人数	13,810人/年	19,000人/年
基本方針 4 安心・安全な 妊娠・出産・子育て 支援の推進 ～わこう版ネウボラの 充実～	子育てを楽しいと感じることの方が多いと回答する保護者の割合	69.4%	75.0%
	子育てについて相談できる人や場所があると回答する保護者の割合	88.1%	90.0%
	和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合	35.8%	50.0%
	乳幼児健康診査の未受診率	3.3%	3.0%
基本方針 5 子育て家庭を 支える教育・保育 サービス等の充実	和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合 (再掲)	35.8%	50.0%
	民間保育施設等における1施設あたりの平均指摘件数	3.0件	2.0件
	園生活において、こどもが大切にされていると回答する保護者の割合	87.6%	90.0%

計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を定期的に行い、各施策の進捗状況を確認して、評価を行います。また、新たに設置することも・若者部会においては、こども・若者の意見を施策へ反映する仕組みを構築するとともに各施策の評価も行います。

計画の進行管理では「SPDCA サイクル」により、事業の進捗状況、量の見込みと提供体制の実績について自己評価するとともに、子ども・子育て支援会議において数値では表せない定性的評価も行います。

また、適切に市民ニーズを把握するため、次期計画期間に合わせてこども・若者、子育て世代に対するニーズ調査を実施し、調査結果と評価に基づいた内容の変更や事業の見直し等を実施します。

■ SPDCA サイクルのイメージ ■



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市では、計画期間における教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の【必要利用定員数（量の見込み）】と【サービス提供体制（確保方策）】を設定し、計画的なサービス提供体制の確保を図ります。

なお、待機児童数の減少、保育施設の空き状況、児童人口の推計を踏まえ、新たな施設整備は行わず各施設の定員調整により提供体制を確保します。

幼児期の教育・保育サービス

市内全域	年齢	利用希望	利用時間	利用希望	量の見込み 令和 11 年度	確保方策 令和 11 年度
1号認定	3～5歳	教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園	469人	725人
2号認定	3～5歳	「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園・保育所・認定こども園等での保育希望される場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園	1,324人	1,493人
3号認定	0歳	「保育を必要とする事由」に該当し、幼稚園・保育所・認定こども園等での保育希望される場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育施設	147人	221人
	1歳				416人	423人
	2歳				471人	465人

※教育・保育提供区域ごとの量の見込みは、「和光市こども計画」本編をご覧ください。

地域子ども・子育て支援事業

	事業名	事業の概要	量の見込み 令和 11 年度	確保方策 令和 11 年度
1	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	子育て家庭や妊産婦に対し、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。	1箇所※	1箇所※
2	時間外保育事業	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し提供する保育です。	2,257人	2,257人
3	学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校に就学している児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいない放課後や長期休業時において保育を必要とする場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	880人	1,033人
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ・ショートステイ)	子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間こどもを預かり、必要な支援を行う事業です。 こどもを一時的に預かるショートステイ事業と、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、一時的に預かるトワイライトステイ事業があります。	96人	96人
5	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師・母子保健ケアマネジャー等の専門職が訪問し、乳児の発育・発達の確認を行うとともに、子育て支援に関する情報提供、産後の母親の心身の状況及び養育環境等の把握、相談支援等を行います。	667人	667人
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると認められる家庭を専門職が訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。	11人	11人
7	地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくりや親子の交流等を実施します。	—※	—※



	事業名	事業の概要	量の見込み 令和 11 年度	確保方策 令和 11 年度
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。	14,472 人 (幼稚園型を除く)	25,120 人 (幼稚園型を除く)
9	病児保育事業等	病気のときや、病気や怪我等からの回復期等に保育を必要とする場合、病院・保育所等に設置された専用スペースで看護師等が保育する事業です。また、保育を行う方の自宅又は利用を希望する方の自宅等で預かる「緊急サポート事業」等でも利用できます。	144 人日	2,221 人日
10	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	こどもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員（利用会員）、当該援助を行う会員（協力会員）からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。	2,475 人日	2,475 人日
11	妊婦健康診査	医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。	667 人	667 人
12	実費徴収に係る 補足給付事業	低所得で生計が困難な世帯のこどもが、利用する幼稚園に支払った実費徴収費のうち副食費に相当する費用を助成する事業です。	—	—
13	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	300 人日	300 人日
14	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関につなぐ等、包括的な支援を行います。	15 人	15 人
15	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに情報交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業です。	11 人	11 人
16	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業です。	2,001 人	2,001 人
17	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等において、保育所等に所属していない生後 6 か月から満 3 歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を提供します。こどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備します。	1,440 人日	1,440 人日
18	産前・産後ケア事業	妊産婦に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。	350 人日	350 人日

※ 1. 7 については、本計画の中間見直しにおいて、一部の子育て世代包括支援センターの（仮称）地域こども家庭センターへの移行を踏まえ、設定します。

和光市こども計画概要版 2025 ～ 2029

発 行 日：令和 7（2025）年 3 月

発 行 者：和光市

計 画 期 間：令和 7（2025）年度から
令和 11（2029）年度まで

担 当 課：和光市子どもあんしん部子ども家庭支援課

